

町税の徴収の強化について

町税の納付は、法令等にのっとり、納期内納税を原則としています。

「催告に応じない」「滞納したまま納税相談がない」「誓約を守らない」滞納者には、納期内納税している方との公平性を確保するため、預貯金、給与、生命保険などの財産調査および差し押さえを随時執行しています。

納付が困難な場合は必ずご相談ください

新型コロナウイルス感染症の影響等で納期内に納税が困難な場合は、申請により納税が猶予される制度がありますので、ご相談ください

本年度の債権調査と差押件数

■債権の調査 576件

■債権の差押 6件

(令和2年5月末現在)

問合せ／収納対策担当
(内線1115・1116)

防災交通課から

夏の交通安全運動

7月13日(月)から22日(水)までの10日間、夏の交通安全運動を実施します。

交通ルールとマナーを守り、安心安全なまちを目指しましょう。

問合せ／防災・交通担当 (内線2116・2117)

重点項目

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 子どもと高齢者の交通事故防止
- 3 スピードダウンと居眠り運転の防止

飲酒運転を根絶しましょう

車を運転する際は、絶対に飲酒をせず、お酒を勧められても断りましょう。また、飲酒をした翌日でも、体内にアルコールが残った状態で車を運転した場合は、飲酒運転となります。

自動車で友人や知人と飲食店などへ行く際は、お酒を飲まない方（ハンドルキーパー）を決め、その方が運転するようにしましょう。

また、飲酒運転は周囲の方にも厳しい罰則が設けられています。

「**飲酒運転をしない、させない、許さない**」を合言葉に、飲酒運転を根絶しましょう。

■飲酒運転の罰則例

状 態			刑 罰	違反点数
酒酔い運転			5年以下の懲役または100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	呼気1ℓ中のアルコール濃度	0.25mg以上	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	25点
		0.15mg以上		13点
		0.25mg未満		

状 態		刑 罰
車両提供者	運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類の提供 車両の同乗者	運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

問合せ／防災・交通担当 (内線2116・2117)

